

(一般社団法人) 北海道自然保護協会 会長 佐藤謙様  
十勝自然保護協会 共同代表 安藤御史様、佐藤与志松様、松田まゆみ様  
富川北一丁目沙流川被害者の会 代表 中村正晴様  
平取ダム建設問題協議会 代表 松井和男様  
苫小牧の自然を守る会 代表 館崎やよい様  
イテキ・ウエンダム・シサムの会 代表 佐々木義治様  
胆振日高高校退職教職員の会 代表 高橋守様  
自然林再生ネットワーク 代表 前田菜穂子様

北海道開発行政の推進については、日頃から特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年2月7日付で北海道開発局長澤田宛、室蘭開発建設部長戀塚宛に頂いた「ダム堤体建設工事用道路建設を含む平取ダム建設に関する質問その4」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも、地域皆様の安全・安心を目指しております治水事業へのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

平成26年 3月 7日

北海道開発局 室蘭開発建設部 沙流川ダム建設事業所長

(別紙)

#### 1. ハヤブサの環境保全措置

ハヤブサの環境保全措置について、私たちは、以下の3点について見解を伺いました。

- (1) ハヤブサのモニタリングをどのように実施し、影響を最小化する内容を含んで、どのような保全措置を講じているのか。
- (2) モニタリング調査結果と保全措置の公表をどのように行おうとしているのか。
- (3) 専門家の指導や助言は、どのようなものであったか。それらを貴職はどのように踏まえて、どのように具体的な保全措置と結びつけたのか。

しかし、貴職の回答は具体性のないもので、どのような環境保全措置をとっているのか理解できません。そこで、改めて質問をします。

- (1) どのようにモニタリングを実施しているのか。ハヤブサの行動には変化があるのかないのか、変化があれば環境保全措置を検討しているかどうかなど、最新の詳細な情報を具体的に示してください。
- (2) 専門家からモニタリング結果に基づいて指導や助言があったのか、もしあったとすればどのような内容なのかを示してください。

(回答)

(1),(2)工事の実施による繁殖への影響の把握に必要な定点観察等によるモニタリングの結果、本種の繁殖への影響は認められていません。このことは、専門家に確認頂いており、引き続きモニタリングを続けるよう助言いただいています。

## 2. エゾサンショウウオの環境保全措置

私たちの質問は下記の2点でした。

- (1) 具体的に、どの場所にどのように湿地を確保するのか、あるいは、確保したのか。
- (2) 専門家の指導や助言は、どのようなものであったか。それらを貴職はどのように踏まえて、どのように具体的な保全措置と結びつけたのか。

しかし、この質問に対する貴職の回答は、環境保全措置についての考え方を述べたにすぎず、具体的な環境保全措置を説明する回答になっていません。そこで改めて以下の3点について質問します。

- (1) モニタリングによって湿地を確保することを決めたのかどうか。
- (2) 湿地を確保することにした場合には、新たな湿地の候補地を検討したのかどうか。
- (3) モニタリング結果について専門家の指導や助言はあったのかどうか、もし指導や助言があったとすれば、その内容を具体的に示してください。

(回答)

(1), (2), (3) 現地調査の実施状況や確認状況は、平取ダム環境調査検討委員会第9回資料 4-2 動物 表 4-2-1、図 4-2-1(1)、表 4-2-2、表 4-2-10 (P4-2-1, 2, 5, 35)

([http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken\\_works/chisui/sarugawa\\_sougoukaihatsu/biratri\\_dam/biratri\\_kankyo/iinkai/iinkai\\_09/pdf/rep6.pdf](http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken_works/chisui/sarugawa_sougoukaihatsu/biratri_dam/biratri_kankyo/iinkai/iinkai_09/pdf/rep6.pdf)) に示しています。

同資料 4-2 動物 表 4-2-11(2) (P4-2-68) に示しているように、今後実施する工事において直接改変が生じる場合、生息環境の一部が消失すると考えられることから、環境保全措置として、貯水池周辺で幼生の生息環境となる水溜り等を活用することに加え、沢水等を利用して水溜り等を新たに整備し、生息環境を確保することとしております。環境保全措置を実施する際は、継続的にモニタリングを行うとともに、専門家の指導や助言をいただくこととしております。

### 3. 希少植物の環境保全措置

私たちは、以下の2点について質問をしました。

- (1) 種ごとに、どのような生育適地にどのように移植したのか、播種したのか、あるいは、今後、種ごとにどのように移植するのか、播種するのか。
- (2) 学識者の助言等は、どのようなものであったか。

しかし、以上の質問に対する貴職の回答は、「表 4-3-8 に沿って移植を実施しております」と述べるにとどまり、実際に環境保全措置を行っているかどうか、理解できないものでした。

以下に、樹林、岩場、草地（以上について、植生生態学的には本来、それぞれ森林、崖地群落、草原と表現すべきである）の3つの植物群落（生態系）の特徴について私たちの考え方を示します。現在までにモニタリングをした植物種についてどの植物群落・生態系に属するもので、どのような視点を重視したのか、またこのことについて学識経験者の助言がどのような内容であったのか、具体的に示していただきたいと考えています。

樹林内に生育する種の措置について（表 4-3-8(1)：実施条件の中で「移出候補種の生育地環境をもとに樹林を確保する」とあるように、特に移出候補種数の多い樹林地内に生育する種はそれぞれ生育地特性が異なり、一様に樹林内に移植するだけでは保全が難しい。樹林地の環境は一様ではなく、林内と林縁、樹冠下ギャップ内、斜面の方位や上部と下部、尾根と沢の間でそれぞれ光や土壌などに関して物理環境が異なっており、それぞれの物理環境に適応した種が生育している。

ホザキシモツケは湿地林のギャップ種であり、ヤマネコノメソウ、ヤマシャクヤクとオオサクラソウは湿潤な林内に生育する。また、カタクリは光条件の良い南向き斜面に生育する、移植や播種の際、このような種ごとの生育地特性にどのように配慮し、種ごとの生育地をどのように確保するのか。

岩場に生育する種の措置について（表 4-3-8(2)）：ソラチコザクラは、日当たりの良い崖地の岩肌をつねに水が滴るような湿潤環境が常に維持されなければ生育できない、被陰と乾燥に極めて弱い種である。また、同種は肥沃な土壌条件を嫌うことから崖地を選び、病害性の土壌微生物に対する耐性も低いのではないかと。このような種の生育適地をどのように確保するのか。

草原に生育する種の措置について（表 4-3-8(3)）：候補種の移出予定先の草原は不安定な生態系であり、二次遷移の進行によって数年後にも樹林化する可能性がある。移出種を保全していくために必要な草原を維持する方法が計画に示されていない。どのように草原を維持するのか。

以上のことを踏まえて以下の6点について質問します。

- (1) 現在までにモニタリングを行った種について示してください。
- (2) 現在までに環境保全措置を行った種について示してください。
- (3) 現在までにモニタリングや環境保全措置を行っていない種についてのモニタリングや環境保全措置をいつまでに行うのか、示してください。
- (4) 移植や播種が成功したかどうかの判断基準を示してください。
- (5) 移植は播種に失敗した事例があれば示してください。
- (6) モニタリングおよび環境保全措置を行ったことについて学識経験者からの指導や

助言があったのかどうか示してください。また指導や助言があった場合については、種ごとに示してください。

(回答)

(1) ～(3)平取ダム環境調査検討委員会第9回資料 4-3 植物 表 4-3-10(1)～(4) (P4-3-26～4-3-29)

([http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken\\_works/chisui/sarugawa\\_sougoukaihatsu/biratri\\_dam/biratri\\_kankyo/iinkai/iinkai\\_09/pdf/rep7.pdf](http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken_works/chisui/sarugawa_sougoukaihatsu/biratri_dam/biratri_kankyo/iinkai/iinkai_09/pdf/rep7.pdf)) に示した対象種のうち、草本類として、フクジュソウ、カタクリ、オクエゾサイシン、ヤマネコノメソウ、エゾヒメアマナ、イトヒキスゲ、エゾハリスゲ、オオサクラソウ、エゾハナシノブの9種、木本類として、クロビイタヤ、エゾムラサキツツジの2種について移植の環境保全措置を実施しており、モニタリングを継続することとしています。その他の種についても、専門家から指導や助言を頂きながら、直接改変等の前に実施することとしており、時期は未定です。

(4) ～(6)今後、環境保全措置の進め方については、継続的なモニタリングを行い、専門家の意見を踏まえつつ対応していくこととしています。また、専門家からは、当第9回資料に沿った手法で実施されており適当であるとの指導、助言を受けています。

#### 4. アイヌ文化保存問題と治水対策

標記に関する3点について、私たちの前回の質問と貴職の回答は、以下のとおりです。しかし、貴職の回答は私たちの問いに答えず、まことに不明確であるので、以下の再質問に明解な回答を願います。

質問1：平取ダム建設がアイヌ民族の文化享有権を侵害するのではないか」という私たちの疑問に明解にお答えください。

回答1：アイヌ文化継承に資する必要な措置を行うこととしており、「平取ダム地域文化保全対策検討会」を設置し、アイヌ民族の精神文化や生活文化等に対する保全対策の具体化に向けた調査検討を進めています。

再質問1：

(1)「アイヌ民族の精神文化や生活文化等に対する保全対策の具体化に向けた調査検討を進めています。」という回答は、「平取ダム建設がアイヌ民族の文化享有権を侵害するかどうかを検討している」と理解しましたが、その理解でよろしいでしょうか。

(2)パブリックコメントにおいて、多くのアイヌ民族の方々が、「チノミシリを水没させないでほしい、そのために平取ダム建設ではなく、河川改修による治水対策をしてほしい」と述べています。そこで「アイヌの方々が、平取ダム建設はチノミシリを水没させると懸念している」ことについて、水没させるのか、水没させないのか、またアイヌの方がたの懸念は心配ないのかどうか、ご回答ください。

質問2：「開発局は、アイヌ文化を保全できる河道改修はダム建設に比べて約200億円費用がかかるのでダム建設案を採用したと述べているので、「アイヌ民族の文化の価値は200億円以下なのか、具体的に金額で示すどの程度の価値なのか」と質問したことに貴職は答えていません。そのため、「アイヌ民族の文化享有権は国際規約にも認められた重要な権利であり、それを守りながら治水を行なう可能性がある」のに、それを行わない根拠を明確に示してください。

回答2：平取ダム建設については、多くの立案を検討して、平取ダムを含む案が最も有利な案としています。

再質問2：

(1)「平取ダム建設は、国際的にも認められたアイヌ民族の文化享有権を損なわないとお考えなのか、損なうとお考えなのか、お聞きします。損なわないとするならば、その根拠をお教えてください。また、この質問に具体的に回答できない場合は、その根拠をお示しください。

(回答)

1 (1)前回の回答は、二風谷ダムの判決を踏まえて、平取ダムの建設にあたっては、北海道アイヌ協会平取支部関係者や、地元自治体関係者、学識経験者等から構成される「平取ダム地域文化保全対策検討会」を設置し、アイヌ民族の精神文化や生活文化等に対する保全対策の具現化に向けた調査検討を進めているという事実を述べたものです。

1 (2), 2 (1)チノミシリについては、第4回平取ダム地域文化保全対策検討会 資料-6 平取ダム建設により直接あるいは一定の影響を受ける精神文化の保全対象について

([http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken\\_works/chisui/sarugawa\\_sougoukaihatu/biratri\\_dam/biratri\\_kankyo/kentou\\_yoryo/pdf/04\\_kentou.pdf](http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken_works/chisui/sarugawa_sougoukaihatu/biratri_dam/biratri_kankyo/kentou_yoryo/pdf/04_kentou.pdf)) 及び第7回平取ダム地域文化保全対策検討会 資料-5 の2 平取ダム事業用地及び周辺の祈りの対象とカムイノミ(神への祈り)箇所と保全対策(案)

([http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken\\_works/chisui/sarugawa\\_sougoukaihatu/biratri\\_dam/biratri\\_kankyo/kentou\\_yoryo/pdf/07\\_05seishin.pdf](http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken_works/chisui/sarugawa_sougoukaihatu/biratri_dam/biratri_kankyo/kentou_yoryo/pdf/07_05seishin.pdf)) に示されているように、その山裾が水没することから、「平取ダム地域文化保全対策検討会」の意見を踏まえ、記録による保全、記憶や祈りの行為による保全、祈りの場による保全を保全対策(案)として検討しているところです。引き続き、検討会において審議を進め、その結果を踏まえつつ、アイヌ文化継承に資する必要な措置を講じて参りたいと考えております。

質問3：「河道掘削策はアイヌ文化保全のための極めて有効なもの」であるため、河道改修で額平川と貫気別川の治水が可能である観点から、以下の質問をした。

(1) 二つの河川の合流点より上流で2003年台風時に氾濫がなかったのに、なぜ大量の河道掘削を行うのか。

(2) 2003年台風時に額平川の氾濫がなかったのになぜダムを建設するのか。

(3) チノミシリの水没を避けるために河道改修をなぜ採用しないのか。

回答2：平取ダム建設は、河道の整備とあわせて計画高水位以下で流下させることを目標としています。

再質問3：この回答も私たちの質問に答えていません。そこで、河川整備計画の基礎となっている2003年8月に現実に起きた水害について質問します。

(1) 額平川における水害（破堤を含む氾濫による被害）について具体的にお教えください。また、もし破堤があれば、具体的にその場所をお教えください。

(2) 貫気別川における水害について具体的にお教えください。また、もし破堤があれば、具体的にその場所をお教えください。

(3) 額平川と貫気別川合流点の頭首工が氾濫の原因であり、頭首工をより下流に下げることによって氾濫を防ぐことができるというパブリックコメントに対するお考えをお示しください。

(4) 2003年8月の二風谷上流の水害を防ぐために、具体的にどのような考えに基づき、どのような具体的な方策を作成したのかについて、お示しください。

(回答)

(1)額平川では、破堤ではなく、越水、溢水による氾濫被害が貫気別地区、荷負地区、芽生地区の各地で確認されています。

(2)貫気別川では、破堤による氾濫被害が貫気別地区、旭地区の各地で、越水、溢水による氾濫被害が貫気別地区、旭地区の各地で確認されています。

(3)沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る報告書 P4-76～77

( [http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken\\_works/chisui/biratoridam\\_kentou/houkoku/houkokusyo.html](http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken_works/chisui/biratoridam_kentou/houkoku/houkokusyo.html) ) に示すように、パブリックコメント（平成23年6月10日～7月11日）においてご提案のあった額平川にある荷負本村頭首工を300m下流へ移設する案については、検証に係る検討にあたって立案した平取ダムを含まない治水対策案（河道の掘削案、引提案等）において、河道の掘削を行うとともに荷負本村頭首工等の改築を行うことから、その趣旨の方策が含まれています。

(4)二風谷ダム上流の額平川（北海道管理区間）については、河川整備計画が策定されていないことから、検証における平取ダムを含まない治水対策案（河道掘削案、引提案等）の立案にあたっては、平取ダムを含む案において計画高水位以下で流下できる洪水に対し、計画高水位以下で流下させるために必要な河道の掘削を行うこととしています。